

第 191 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和 3 年 7 月 16 日 (金) 13 時 30 分～14 時 15 分
- (2) 場所 岩手県公会堂 26 号室

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 16 名

会長	南	正 昭
委員	白 澤	勉
委員	ハクセル	美穂子
委員	谷 藤 裕 明	(代理 長 澤 秀 則)
委員	伊 藤 雅 章	
委員	石 川 奈 緒	
委員	伊 藤 弓 枝	
委員	遠 藤 一 子	
委員	及 川 久美子	
委員	日野原 由 未	
委員	三 宅 諭	
委員	大 沼 一 弘	
委員	内 田 幸 雄	(代理 小 椋 好 明)
委員	田 中 由 紀	(代理 大 水 直 樹)
委員	稲 田 雅 裕	(代理 高 橋 朋 昭)
委員	石 川 哲	(代理 佐 藤 普)

3 議事

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ただ今から、第 191 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員 20 名中 16 名の御出席をいただいております。

従いまして、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達し、当審議会
は成立していることを確認しましたので、報告いたします。

はじめに、岩手県県土整備部、杣まちづくり担当技監から御挨拶申し上げます。

○事務局（まちづくり担当技監）

県土整備部まちづくり担当技監の杣と申します。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、そしてお暑い中、第191回岩手県都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には、日頃から都市計画をはじめ、県土整備行政の推進に対しまして、特段の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、2件の議案を御審議いただくこととしておりまして、1件目は岩手県都市計画ビジョンの見直しについて、2件目は一関都市計画道路の変更についてでございます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただき御審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

続きまして、前回審議会後に就任された新委員を御紹介させていただきますので、出席者名簿を御覧ください。

岩手県町村議会議長会会長 伊藤 雅章 委員でございます。

続いて、関係行政機関から

東北財務局盛岡財務事務所長 大沼 一弘 委員でございます。

東北経済産業局産業部長 鈴木 光弘 委員でございます。本日は都合により欠席されております。

東北運輸局長 田中 由紀 委員でございます。本日は代理として岩手運輸支局長大水 直樹 様に出席いただいております。

東北地方整備局長 稲田 雅裕 委員でございます。本日は代理として岩手河川国道事務所副所長 高橋 朋昭 様に出席いただいております。

岩手県公安委員会委員長 石川 哲 委員でございます。本日は代理で、岩手県警察本部交通部交通規制課長 佐藤 普 様に出席いただいております。

次に、審議に移る前に、南会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

○会長

本日はお暑い中御参集賜りまして、ありがとうございます。

今、改めて新しい委員の方の読み上げがございまして、議員さんはもちろんですが、産業界、学識の方、市町村会等、あるいは各役場、各役所に関わる方々、多様な方にお集まりいただいております。都市計画というものが、産業革命以降に、近代都市計画として立ち上がりまして、ずっと人口が増えることにどう対応するか、混雑を解消し、不衛生な状態を解消することを目的に進めてきて、昨今大きく変化してきております。人口減にどう対応していくのか、コンパクトシティをつくり上げていくのかが一つのキーワードになっておりますし、その他にも都市防災、流域防災、環境対策、情報通信技術がここまで進んできています。キーワードとしてよく出てきます「スマートシティ」、情報通信革命の

対応、こうした新しい時代の変化にどう対応していくかが、都市においては求められています。ですが、ここではそういうことを踏まえて「岩手として」どんなまちづくりを進めていくかを、目的も含めて議論し、決めていくことが求められているということです。

本日、都市計画ビジョンの見直し最終案が出てまいりますが、そうした非常に大きな、大切な問題として皆様是非、御関心をいただき、それぞれの立場から御意見を頂戴できればと思います。以上簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。それでは議事に移りますが、以降の進行につきましては、当審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いします。

○会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。当審議会の審議は「岩手県都市計画審議会の公開に関する指針」に基づき、原則公開することとしています。

案件によっては、例外的に非公開とする場合がありますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局からの説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。

○会長

それでは、本日の会議は、ただ今説明があったように、全面公開といたしたいと存じますが、御異議はございますでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

それでは、本日の会議は全面公開といたします。

本日の議案審議に入ります。

【議案第1号】

○会長

議案第1号「岩手県都市計画ビジョンの見直しについて」を審議いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第1号、岩手県都市計画ビジョンの見直しについて御説明させていただきます。議案書3ページをお開き願います。

今回の都市計画審議会においては、岩手県都市計画ビジョン（最終案）について御意見をお伺いするものであります。

まず、【2 ビジョンの位置づけ】でございますが、ビジョンは、県の総合計画を踏まえ、都市づくりの基本理念や県全体の目指すべき都市像など、本県の都市づくりの基本的な方向性を示すものとしております。

現行のビジョンは、平成16年度に策定したものであります。ビジョンの目標年次は基準年となる平成12年度から概ね20年後となっております。

また、ビジョンは県独自の任意計画であり、都市計画法に基づく都市計画区域マスタープランの上位に位置付けられているものであります。

次に、【3 見直しの理由】でございますが、現行のビジョンは、令和2年度を目標年次としていること、また、この間の人口減少・高齢化の進行、災害の頻発・激甚化への対応が求められていること、新たな都市計画制度改正への対応など、最新の社会経済情勢等を踏まえ改訂を行うものであります。

次に、【4 検討経過】でございますが、本ビジョンの見直しにあたっては、市町村との検討ワーキンググループを開催し、都市計画の実施主体である市町村からの意見等を反映した素案を作成したところです。

その後、前回2月の第190回岩手県都市計画審議会において御意見をいただき、その後のパブリック・コメントも踏まえ、今回最終案を作成したところであります。

次に、素案にかかる意見聴取の実施結果について御説明させていただきます。議案書4ページをお開き願います。

まず、1の、パブリック・コメントの実施結果でございますが、令和3年2月19日から令和3年3月18日まで意見を募集した結果、2件、御意見を頂戴しました。

御意見の概要ですが、『今後想定されうる最大クラスの津波で被災が予想されうる土地に立地する市町村の庁舎は、いかなる理由があっても移転することを都市計画ビジョンに明記してほしい』という御意見と、『本ビジョンでは、「コンパクトな都市づくり」と「災害に備えた安全で安心なまちづくり」を掲げているが、これらは両立しないのではないか』という御意見でございました。

これらの意見につきましては、いずれも対応困難とさせていただきましたが、理由としましては、本県においては将来想定されうる最大クラスの津波に対して、津波防災施設などのハード対策とソフト施策を組み合わせることで対応していく、多重防災型のまちづくりを進めていくことを基本としているところです。個別施設の移転の必要性は、それぞれの市町村が実状に応じて判断するものと考えているところです。

また、国では、今後の急激な人口減少や近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市のコンパクト化と災害に強いまちづくりを併せて進める施策を推進しており、本県においても、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくため、コンパクトな都市づくりに取り組むとともに、都市の防災力の向上に取り組むことが必要と考えていることから、いずれも対応困難とさせていただいたところです。

次に、2の岩手県都市計画審議会の委員からの御意見についてであります。3件、御意見を頂戴しております。

(3)の御意見の概要と反映状況ですが、まず、2月の都市計画審議会の際、「起業しやすい環境づくりの創出」を盛り込むことについて御意見を頂戴しました。こちらについては、御意見を踏まえて、最終案に反映いたしました。反映した内容については、後ほど、素案から最終案で変更した内容の説明にて御説明させていただきます。

次に、2つ目の丸ですが、自然環境の保全に配慮しながら各種規制等の弾力的な運用を検討する旨を盛り込むことについて御意見を頂戴しました。こちらについては、議案書27ページ、最終案17ページをお開きください。11行目の部分、「土地利用に当たっては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、自然環境の保全に十分に配慮するものとする」と同様の記載があることから、趣旨同一として素案の内容のとおりとさせていただきました。

次に、前回の都市計画審議会の際、グローバル化が進む将来のことを考えると、インバウンドや海外法人の関係者といった産業と交流を支える方々でも、災害時に逃げられるまちづくりの考え方が必要ではないかという御意見を頂戴しました。こちらについては、御意見を踏まえて、最終案に反映いたしました。

次に、議案書5ページをお開き願います。

素案からの主な変更内容について御説明させていただきます。

まず、表の左側の1ですが、第2章の都市づくりの現状と課題3、頻発する大規模な自然災害への備えの部分について、右側の下線部を追加しています。これは、流域治水関連法の可決を踏まえ、都市づくりにおける現状の部分を追記したものです。

次に、議案書6ページをお開き願います。

2つ目に、第2章の都市づくりの現状と課題4、顕在化する環境問題への対応について、令和3年2月17日にいわて気候非常事態宣言を発表したことを踏まえ、表現を修正いたしました。

3つ目に、第4章の都市づくりの基本方針2、産業と交流を支える地域ストックを生かした都市づくりについて、先程意見聴取で御説明した委員からの御意見を踏まえ、「起業やまちなかの活性化」について追記いたしました。

次に、議案書7ページをお開き願います。

4つ目に、第5章の都市づくりの運用方針5、災害に備えた安全で安心なまちづくりについて、流域治水関連法の可決を踏まえ、都市づくりにおける方向性を追記いたしました。

5つ目に、第5章の都市づくりの運用方針5、災害に備えた安全で安心なまちづくりに

ついて、委員からの御意見を踏まえ、「誰もがわかりやすい避難計画の策定、積極的な周知」について追記いたしました。

以上が意見聴取の結果と素案から最終案の主な変更内容となります。

なお、後ろに資料2として、最終案の本文をつけておりますが、時間の都合上、説明は省略させていただきます。

議案書3ページにお戻りください。

【5 策定スケジュール】でございますが、本日の本審議会を踏まえ、9月のビジョンの策定、公表を予定しているところです。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○会長

ただ今説明がございました議案第1号について、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

○委員

今回の都市計画ビジョンの見直しについてですが、新型コロナウイルス感染症による社会の変化について、例えば地方移住の気運やテレワークなど、新たな日常に対応する都市づくりについて触れた方が良いのではと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局（都市計画課総括課長）

ただ今の御意見ですが、当然、新型コロナウイルスの影響によりまして、ライフスタイル、ワークスタイルの変化が見られ、今後も続くと思われる新しい日常への対応が求められるところでございます。一方で、長年にわたって整備してまいりました道路、上下水道、公園等、都市の基盤となります公共インフラについては直ちに変更されるものではないと考えます。先ほどの御意見にもございました地方への移住ですとか、地域での暮らしやすさというのは、都市のコンパクト化、バリアフリーなどの移動環境の整備、オープンスペース、空きスペース、コワーキングスペースの活用ということになると思いますが、ビジョンの中でも、空き地や空き家の活用といった項目を盛り込んでいますので、方向性としてはビジョンの中に含まれていると考えております。

なお、ビジョンについては、前の計画が概ね20年後を見据えたものでございますので、短期的な情勢を記述していくというよりは、将来のまちづくりとしての方向性を記載しているところであります。あくまで最上位の方針でございますので、あえて短期的な情勢までは記述しておりませんが、長期的にみればそういうものに対応したものであると考えております。

○委員

ビジョンの見直し的前提が最新の情勢を踏まえた内容に改訂する必要があると書いてあったものですから、コロナの影響や対応についても触れる必要があるのではないかと考えたところでした。今、お答えにありましたが、短期的なものではなく、中長期的、あくまでも長い目でみたビジョンであることを理解しました。

○委員

今の御意見と同感です。都市計画ビジョンは、今後の20年後を見据えた上位計画に位置付けられるということで、3ページ目に見直しの理由として人口減少、高齢化の進行に加え、災害の頻発・激甚化への対応が記載されております。

私は、現在のパンデミックが都市計画の大きな変換点であるという認識が重要であると思います。今後の20年を見据えたビジョンというならば、なおのこと今回のビジョンの中に、新型コロナウイルスやパンデミックといった具体的な用語を一言どこかに入れるべきではないでしょうか。

国土交通省都市局でも昨年、新型コロナウイルスを契機としたまちづくりの方向性について論点整理を公表されております。この整理では、都市交通のあり方、生活圏、まちづくりのあり方、オープンスペース、あるいは、事前防災のまちづくりといった今後のまちづくりあり方が示されております。

今回のビジョンにも、新型コロナ感染症を契機とした都市計画、まちづくりの方向性について、メッセージとして伝わるように整理していただければと思います。

○事務局（都市計画課総括課長）

御意見ありがとうございます。御指摘のとおり、国では東京一極集中から多角連携型の国づくり、新型コロナを契機としたまちづくりの方向性を示しておりまして、県としても、国の動向を踏まえて対応していきたいと考えているところです。先ほど申し上げましたとおり、オープンスペースや空きスペースの活用といった今後のまちづくりの方向性は項目として盛り込んでおりますが、さらにもう一度確認して検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員

是非お願いします。コンパクト・プラス・ネットワークという考え方を基軸にしながら、今回の新型コロナを契機にして、歩行者を中心としたまちづくり、これを進化させていこうというメッセージも国では示しております。また、ICTなどの新しい技術をフル活用した未来型のまちづくり、移住定住を交流促進したまちづくりなども示されています。我々岩手県も恵まれた都市と農村部の調和が取れたまちづくりの中に、今後の未来型のまちづくりを岩手から発信していくという役割、メッセージに光をあててもらえれば幸

いです。よろしくお願いいたします。

○会長

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本件につきましては採決が求められております。ただ今いただきました御意見につきまして、対応を事務局の方にお願ひし、一任させていただくことを踏まえて、採決させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは議案第1号を議案について異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

はい、ありがとうございます。

それでは、議案について異議なしといたします。

次に、議案第2号「一関都市計画道路の変更について」を審議いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第2号、一関都市計画道路の変更について、御説明します。

議案書は41ページ、計画書は43ページ、概要図は45ページとなります。

説明は正面のスライドを使用しますので、スクリーンを御覧ください。

なお、お手元にスクリーンの画面と同じものを印刷してお配りしていますので、あわせて御覧ください。

はじめに、一関市の都市計画道路の現況について御説明します。

一関都市計画区域は、一関市と平泉町で構成されており、このうち一関市内の都市計画道路は全体で51路線、約86kmが都市計画決定されており、整備済区間は約54kmで、計画延長に対して約63%の整備率となっています。

こちらのスライドでお示しした一関市内の都市計画道路のうち、赤線で表記している路線は、当初の決定から概ね20年以上が経過しています。

一関市では、平成30年度から市内の都市計画道路の見直し作業に着手し、その後、パブリック・コメント、各地区での説明会や関係者協議を重ね、5路線の見直し対象路線を選定しました。

今回の都市計画変更は、選定された5路線のうち、スライド右側に示しています東山地域の3路線と、一関市が整備を進めている1路線の計4路線を対象とし、そのうち3路線について岩手県で都市計画変更手続きを行うものです。

今回、都市計画変更手続きを行う一関市東山地域の都市計画道路について御説明しま

す。

こちらの図が、一関市東山地域の都市計画道路の整備状況です。このうち、赤線が整備済み、黄色線が事業中、青色が未整備の区間となっています。

図中の都市計画道路は、当初決定から 20 年以上が経過しており、これまでの社会経済情勢や周辺道路の整備状況の変化等を踏まえ、一関市において、一部路線の見直しを行うこととしたものでございます。

続きまして、都市計画道路の見直しについて御説明します。

都市計画道路については、国から示されている「都市計画運用指針」において、長期にわたり事業着手されていないものは、建築制限の長期化など課題があることから、その必要性の検証を行い、決定当時と状況が大きく変化した場合などにおいては、見直しを行うことが望ましいものとされています。

県では、都市計画道路の見直しに関するガイドラインやマニュアルを作成し、市町村が主体的に都市計画道路の見直しを行うよう働きかけています。

直近の事例では平成 30 年度に奥州市、令和元年度に宮古市などで都市計画道路の見直しを行っています。

都市計画法では、国・県道は県が、市道については市が都市計画を定めることとされています。

今回変更する 4 路線のうち、県道 3 路線については岩手県が、市道 1 路線については一関市が都市計画変更手続きを行うものです。

変更の内容としては、岩手県決定の 3 路線は、一関市の見直しの方針に基づき、路線の全部または一部を廃止するものです。

一関市決定の 1 路線は、県決定路線の廃止に伴い、道路の区域の変更をするものです。まず、一部区間の廃止を行う路線について御説明します。

3・4・15 号松川駅南口本町橋線は、一般県道東山薄衣線、一関大東線を含む陸中松川駅付近東山町長坂字羽根堀から東本町までの延長約 3,650m の路線です。

スライドは、陸中松川駅周辺の計画図を示しています。左側の図面の黄色で示した区域が現在の都市計画道路の区域となっていますが、隣接する主要地方道一関大東線に交通が転換しており、本路線の代替機能を果たしていることから、起点から 1,780m の未整備区間である黄色で示した区間を廃止するものです。

3・4・15 号松川駅南口本町橋線の起点部付近の現況写真です。黄色の区域が、現在の都市計画道路の区域となります。変更前は、幅員 12m の都市計画道路を計画していましたが、黄色の区域を廃止するものです。

先ほどの起点部からやや北側の計画図を示しています。右側の図面で、黄色で示した区域が現在の都市計画道路の区域となっています。現在の都市計画道路の区域は、現道と同様の線形で、幅員 16m で計画していましたが、黄色でお示した区域を廃止するものです。

先ほどの区域の更に北側の計画図を示しています。左側の図面で黄色と赤色で示した区域が現在の都市計画道路の区域となっています。

現在の都市計画道路の区域は、一部現道を切り替える線形で計画しておりましたが、黄色でお示した区域を廃止するものです。

3・4・15号松川駅南口本町橋線の先ほどお示した一部現道を切り替える線形の区間の現況写真です。黄色の区域が現在の都市計画道路の区域となります。現在の都市計画道路は、現道とは異なる線形で計画しておりましたが、黄色でお示した区域を廃止するものです。

先ほどの3・4・15号松川駅南口本町橋線の終点付近の計画図を示しています。右側の図面で黄色と赤色で示した区域が現在の都市計画道路の区域となっていますが、未整備区間である黄色で示した区間を廃止し、終点位置を主要地方道一関大東線上に変更を行うものです。

今回の変更で起終点位置が変更になることによって、松川駅南口本町橋線を、長坂町裏東本町線に名称を変更し、一部区間の廃止によって延長が約3,650mから1,520mに変更となりますが、代表幅員等の変更はありません。

先ほどの3・4・15号松川駅南口本町橋線の終点部付近の現況写真です。黄色と赤色の区域が現在の都市計画道路の区域となります。別の都市計画道路と接続するために区域を定めておりましたが、黄色でお示した区域を廃止するものです。

続いて、全線を廃止する路線について説明します。3・5・42号館下岩の下線は、一般県道東山薄衣線を含む路線で、一関市東山町六日町から岩ノ下駅までの延長約1,350mの路線です。黄色で示した区域が、現在の都市計画道路の区域となっています。

本路線は全線未整備ですが、平成17年度までに隣接して市道橋が整備されたことや隣接する一般県道東山薄衣線が本路線の代替機能を果たしていることから、全線を廃止するものです。

3・5・42号館下岩の下線の終点部となる岩ノ下駅付近の現況写真です。黄色の区域が現在の都市計画道路の区域となります。現在の都市計画道路は、写真の右側に駅前広場を含めた区域としておりましたが、黄色でお示した区域を含め、全線を廃止するものです。

最後に、起点部付近の一部区間を廃止する路線について御説明します。3・6・50号羽根堀中の木線は、一般県道前沢東山線を含む東山町長坂字羽根堀から東本町までの延長約2,260mの路線です。

左側の図面で黄色と赤色で示した区域が、現在の都市計画道路の区域となっています。隣接する主要地方道一関大東線に交通が転換しており、本路線の代替機能を果たしていることから、起点から510mの未整備区間である黄色で示した区間を廃止するものです。起点部付近の一部区間の廃止以外の変更はありません。今回の変更で起点位置が変更になることによって、路線の名称を3・6・50号羽根堀中の木線から、3・5・50号長坂

町東本町線に変更します。

また、一部区間の廃止に伴い、延長を約 2,260m から 1,750m に変更し、代表幅員を 8m から 12m に変更するものです。

次に 3・6・50 号羽根堀中の木線の変更後の起点部付近の現況写真です。黄色と赤色の区域が、現在の都市計画道路の区域となります。黄色で示した区域を廃止し、起点を赤丸の位置に変更するものです。

最後に、都市計画変更に係る手続きの状況について御説明します。

令和 3 年 2 月 24 日に一関市から都市計画変更の申出を受けて、手続きを開始しております。その後、一関市の広報誌等により周知を行った上で、素案を公表し、3 月 25 日に東山市民センターで変更素案に関する説明会を開催し、5 名の参加があり、反対意見等はありませんでした。

また、一関市への意見聴取、都市計画道路に位置付ける路線の道路管理者へ協議を行い、いずれも、異存ないとの回答を得ており、令和 3 年 5 月 11 日から 5 月 25 日までの 2 週間、変更案の縦覧および意見書の提出期間を設けましたところ、3 名の縦覧者がありましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願いします。

○会長

ただ今御説明がありました議案第 2 号につきまして、御質問、御意見はございませんでしょうか。

○委員

従来計画された都市計画道路を廃止にすることについて、一関市で行われた市民の皆さんへの説明会では反対意見なしとのことでした。これだけ多くの路線を廃止することで市民の皆さんにとってのデメリットがないように計画がなされているのか、路線を廃止することで地域の皆さんのメリットになることがあるのかについて一関市の都市計画の担当の方とどのような意見交換をされているのかお聞きしたいと思います。

○事務局（都市計画課総括課長）

今回の一関市における都市計画道路の見直しについては、一関市におきまして平成 27 年度から検討を進めてきたところですので。その中で見直し方針を一関市において調整しまして、平成 30 年度には地元での説明会の開催やパブリック・コメントを実施するなど、地元住民への周知をしてきたところでございます。その後、一関市からの県への都市計画変更の申し出を受け、その後広報等で周知したうえで、説明会を開催しているものでございます。

また、これらの見直しに関しての地域住民への影響ですが、これについても一関市の都市計画マスタープランにおいて見直し区間を検討して位置づけておきまして、先ほど説明しましたとおり、例えば、松川駅南口本町橋線については、隣接する主要地方道一関大東線に交通が転換しており、本路線の代替機能を果たしております。

また、羽根堀中の木線においても、同じように主要地方道一関大東線に交通の転換が図られ都市計画道路の代替機能を果たしております。また、館下岩の下線についても一般県道東山薄衣線が代替機能を果たしております。これらをあわせて、一関市により十分検討を行った結果、今回の見直しを提案するという事で、県に申し出があったものです。

○委員

ありがとうございました。地元の方も代替の路線があるということで、十分に話し合った結果ということですので、承知しました。

○会長

その他にございませんでしょうか。

他に特に御質問等ないようですので、採決とさせていただきます。

それでは、議案第2号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは原案のとおり可決いたします。

以上で予定された議事を全て終了いたしました。事務局に進行をお返しいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。

以上をもちまして、第191回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。

なお、次回の審議会につきましては、11月頃の開催を予定しております。その際にはどうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。